

要望調査時の留意事項

1. 協議会の要望調査書類作成・提出時の留意事項

(1) 成果目標の設定

① 成果目標は導入後の計画を十分に検討した上で設定すること

成果目標の増加(削減)率を機械的に5%もしくは8%に設定し、増加(削減)率から割り戻し計算をした数値を目標値にしているものが見受けられます。

割り戻して目標値を設定していると思われる取組主体には、目標値の根拠を確認しますが、積算根拠が明示されないなど明確な説明がなされない場合は、要望を受け付けることができません。

また、計算間違いのほか、計算式の誤り、桁数の誤りも散見されます。成果目標は要望の判断に係るため、誤りがないようにして下さい。

② 販売額の設定の際の根拠資料

成果目標のうち、「単位頭羽数当たりの販売額の増加」の場合、販売単価は成果目標を設定する時点で見通すことが難しいため、現状値と目標値の単価は同額で設定することが基本と考えます。

ただし、現状値と目標値の単価が異なる理由が明確で合理的な場合は、現状値と目標値が異なる可能性も否定しません。

その場合は、要望調査時に現状値と目標値の単価が異なる理由(積算根拠含む)を整理したものを要望書作成用データに記載してください。

堆肥の販売額や6次化による加工品の販売額の根拠資料としては、販売先との契約等において目標年度の価格(販売単価)が示されているもの(契約書等)が基本としますが、契約書等が出せない場合は、現在の契約状況(販売先、販売単価、数量等)及び、目標時点での契約予定(予定販売先、予定販売単価、予定数量、現在との変更点等の契約予定の根拠)の記載をした「販売計画」を作成の上、要望調査時に提出いただき、妥当な根拠であるか確認させていただきます。

③農業所得又は営業利益の増加の根拠

成果目標のうち、「農業所得又は営業利益の増加」については、事業参加申請時に根拠資料を確認させていただきますが、本事業は畜産の収益性の向上を目的としており、農業所得や営業利益については、畜産での収益性向上が図られている必要があります。

このため、農業所得及び営業利益の根拠資料については、「畜産」と「畜産以外の農業」を分けて記載してください。(参照:参考様式)

(2)機械価格について

機械価格については、見積書を取り要望額を記載ください。

事業参加申請の際は、3者以上の見積もりが必要となりますが、要望時点では1者でも可です。

また、「令和3年度農業機械の価格等に関する調査」の結果によると、見積もりの取得を農業者本人、JA、農機販売店が行うより、クラスター協議会で行った場合が最も安くなるという傾向が見られており、見積りの取得は、導入時の負担軽減のためにも重要です。

なお、畜産クラスター計画及び成果目標、利用規模(飼養頭数、作付面積等)にそぐわない容量や機能の向上等となる機械は、過剰な投資となるため、認められません。

(3)「更新」ではない理由の確認

機械の単純更新は補助対象となりません。

「更新」とは、導入しようとする機械装置が、既存機械と同種のものであり、同等の容量や機能等である場合であり、補助対象外です。

ただし、既存のものより容量や機能等が向上し、その向上した機能等が効果的に発揮される場合は、支援対象となり得ます。その場合でも、その機械装置の活用により、生産コストの低減、畜産物の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出又は飼料自給率の向上を通じた収益性の向上がない場合は支援対象外です。

このため、昨年度から要望書作成用データの「既存機械装置の有無確認」を選択式で確認させていただいていましたが、整合性が確認できないものが多く、照会を複数回かける事例が多くありました。

このため、R6補正予算から、既存の機械装置がある場合で、

ア. 要望機械装置は能力が向上したもの（既存の機械装置を併用）

イ. 要望機械は増備（増設）するもの

については、要望書作成用データにおいて、機能向上の内容（アのみ）、併用・増備の理由、作業人員の確保を記載いただくこととしましたので、実情に合わせて選択及び記載をお願いします。

（4）飼料増産優先枠及び省エネ優先枠の留意事項

「令和6年度補正予算要望調査様式ガイダンス」を参考にして要望調査の申請をしていただくよう、お願いいたします。

また、要望調査の申請の際には、畜産クラスター計画の内容と畜産クラスター計画の一部である飼料増産計画に整合性がある必要性がありますので、ご留意ください。

（5）水田で使用するための「草地等管理用機械装置」

飼料増産優先枠で、水田で使用するための「草地等管理用機械装置」を要望する場合は、以下の要件・留意事項の全てを満たすことを条件とします。

①取組主体（畜産農家等）が所有している飼料生産用の水田、取組主体が飼料生産用に借りた水田のいずれも可とするが、取組主体に既存の機械がない又は、ある場合は単純更新ではないことを確認の上、要望（申請）すること。

②取組主体は、要望（申請）する機械は飼料作物の作付作業のみで使用する旨の誓約書等を提出すること。（稲 WCS に係る作業は補助対象。飼料米に係る作業に利用する場合は補助対象外。）

- ③要望(申請)する機械の法定耐用年数の間、毎年、協議会が(2)が遵守され適切に利用されていることを確認し、その確認したことがわかる資料を協議会で保管しておくこと。
- ④要望(申請)する機械は、取組主体が自ら飼料生産を行うための使用に限ることとし、耕種農家など他者へ貸すなど、取組主体の飼料生産作業以外に使用しないこと。

なお、一般枠では、水田で使用するための「草地等管理用機械装置」は要望不可です。

(6) 動力源の確認

「統合版作成用データ」の「動力源の有無」の選択漏れが目立ちます。動力源(トラクター、ホイールローダー、スキッドステアローダー、シャベルローダー、フォークリフト)に取り付けて使用する機械装置を要望する場合は、動力源の有無について選択してください。

(7) 畜産クラスター計画の中心的経営体の一覧の提出

要望段階で畜産クラスター計画を提出する協議会で、中心的経営体の一覧を別紙にしている場合、添付忘れが多いため、畜産クラスター計画と併せて提出して下さい。

2. 都道府県での事業参加要望の協議・確認時の留意事項

(1) 畜産クラスター計画(点数)に基づく判定

取組主体は、地域一体となって収益性の向上を図るための畜産クラスター計画に基づく取組を行うことから、都道府県が採点した畜産クラスター計画に係る総合評価結果(95点満点)が50点未満の畜産クラスター協議会については、全ての要望について配分しないこととします。

(2) 成果目標未達成者の要望

本事業を活用し、平成28年度から令和4年度に機械を導入した取組主体について、成果目標が未達成の場合は、令和7年度の事業参加要望を受付しないこととします。

このため、各都道府県は、事業参加要望に係る都道府県との協議において成果目標の達成状況を確認いただき、未達成の場合は要望しないよう畜産クラスター協議会に意見表明をお願いします。

ただし、次の場合は、事業参加要望を受付することとします。

- ① 令和7年度の報告で確実に成果目標の達成が見込まれると都道府県が確認した場合
- ② 都道府県の指導により改善が見込まれ、都道府県知事が特に必要があると認め、指導を継続する場合

(注1) 手続きの遅れによって成果目標が十分に検証できていない場合についても、成果目標が未達成の場合と同じ扱いとします。

(注2) ②については、対外的な説明責任を含め、都道府県知事が成果目標の達成まで責任をもって指導を継続する旨の特認通知が必要となります。

(注3) 本件の対応に当たり、都道府県は各都道府県畜産協会と連携して対応願います。また、各都道府県畜産協会は畜産クラスター協議会に対し、過去の成果目標の達成状況を確認の上、要望するよう指導願います。

(3) 飼料増産優先枠、省エネ枠の要望調査資料の提出時の確認

「1. 協議会の要望調査書類作成・提出時の留意事項」に記載した内容について、不備がないか確認するとともに、以下についても留意の上、提出してください。

①「統合版作成用データ」のマクロ設定とエラーの解消の確認

「統合版作成用データ」のマクロの設定が有効になっているか、エラーが解消されているかを確認して下さい。

(マクロの設定やエラーについては「統合版作成用データの手引」と、「統合版作成用データ」の「※マクロについて」のシートに記載あり)

②優先順位の確認

「統合版作成用データ」の「優先順位※2」「参考 優先順位」は、都道府県毎の優先順位ではなく、協議会内の優先順位を記載してください。

③「統合版作成用データ」と「要望書作成用データ」の提出

飼料増産優先枠、省エネ優先枠では、県が作成した「統合版作成用データ」と、協議会が作成した「要望書作成用データ」の両方を提出するようにしてください。

(「統合版作成用データ」のみの提出が多いですが、数値の確認用として「要望書作成用データ」も必要。)

④飼料増産優先枠、省エネ優先枠の農林水産省への提出書類

農林水産省への提出資料は、事務連絡の「令和6年度補正予算畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)の要望調査の実施について」で指定された書類のみにしてください。

(事務連絡に記載のないカタログや見積書、根拠資料等は提出不要)

ただし、要望内容によっては、照会時に求める場合もありますので、協議会等で適宜保管し、照会時に求められたら提出するようにしてください。

(4) 畜産クラスター計画の総合評価について

① スマート農業技術活用促進法の認定に対する加算

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律に基づき、畜産クラスター協議会が、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合は、畜産クラスター計画の総合評価において加算できることとなりました。

具体的には、認定された計画に参加している者が1割以上の場合は3点、3割以上の場合は5点加算してください。ただし、要望する経営体が当該計画に参画していない場合は、加点の対象といたしません。

② 行動計画の実現可能性のうち、行動計画の実行に対する評価

以前から、要望、申請、成果報告において、畜産クラスター協議会の事務手続きが停滞し、申請等が遅延するという状況がありました。

このため、総合評価の(2)行動計画の実現可能性のうち、「③取組の準備状況から、行動計画が実行されると見込まれる。」において、体制整備、会議等の開催、スケジュールについて確認及び評価していただいておりますが、改めて、以下に該当する場合は加点しないよう、お願いいたします。

- ・補助事業に関する申請・報告等の事務が円滑に進められていない。
- ・事業実施者(取組主体)の成果目標の達成が確認できない場合を含め、スケジュール通りに進んでいない。
- ・配分後に理由なく事業参加申請を行わない場合や、事業参加申請をしない場合の手続き申請を行わない等、事業の進行管理が適切に行われていない。

(注) 本件の対応に当たり、中央畜産会(各都道府県畜産協会)は事業参加申請、成果報告の提出状況等について、都道府県に対し、情報共有をお願いいたします。